

## 日本口腔外科学会専門医制度に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（2）

### 1. 支部学術集会及び歯科臨床医リフレッシュセミナーの延期、中止に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う延期、中止により、支部学術集会もしくは歯科臨床医リフレッシュセミナーを受講することによって認定医資格新規申請の条件を満たすことができなくなった者が発生しており、また、専門医制度各資格更新の際の必要単位を所属する支部の学術集会等に参加することにより年次計画で満たすことを予定していたが難しくなった者が発生しているため、該当の者に対して以下の通り取り扱う。

#### 1) 第13回認定医資格新規申請者

- ・支部学術集会に参加することによって「学会参加・発表」の要件を満たす場合は申請後1年以内に当該案件を満たすことを前提に申請を認める。
- ・歯科臨床医リフレッシュセミナーに参加することによって「研修会参加」の要件を満たす場合は、申請後1年以内に当該要件を満たすことを前提に申請を認める。

#### 2) 専門医制度各資格更新申請者

- ・支部学術集会もしくは歯科臨床医リフレッシュセミナーに参加できないことにより、予定していた更新年度に更新必要単位を満たさない場合は、更新必要単位の加算なしに1年間の保留申請を認める（更新期間は1年間延長）。